

介護予防ケアマネジメント・介護予防支援重要事項説明書

当事業所が提供する介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援に関し、あなたに説明する重要事項は以下のとおりです。

1. 事業者の概要

(フリガナ) 運営主体の法人名 (事業者名)	シャカイフクシホウジン スルガコウセイカイ
	社会福祉法人 駿河厚生会
運営主体の所在地	静岡県沼津市大岡3571番地の1
ホームページアドレス	https://care-net.biz/22/suruga/
運営主体の開設年月	平成 8 年 3 月 27 日
運営主体の代表者	理事長 河野 義文
(フリガナ) 事業所名	カドイケホウカツカイゴヨボウシエンジギョウシヨ かどいけ包 括 介 護 予 防 支 援 事 業 所
管理者の役職・氏名	介護支援専門員 古田 玲子
事業所の所在地	静岡県沼津市岡宮1147番8号
交通の方法	富士急シティバス光長寺バス停より徒歩7分
電話番号・FAX 番号	電話 : 055-939-6700 FAX : 055-939-6710
介護保険の指定番号	2201100100
指定年月日	平成29年 4 月 1 日

2. 職員の体制に関する事項

		地域包括支援センター	指定介護予防支援事業所
職員体制	管理者	1 名	1 名
	保健師等の人数	1 名	0 名
	主任介護支援専門員的人数	1 名(センター長兼務)	0 名
	社会福祉士等の人数	1 名	0 名
	介護支援専門員的人数	0 名	1 名(管理者兼務)
	事務員	0 名	

3. サービスの内容等に関する事項

営業時間 (窓口対応 可能時間)	月曜日から金曜日	午前8時30分から午後5時30分まで
	特記事項	土曜日、日曜日、祝日および国民の休日、12月30日から翌年1月3日まででは営業していません。 ※時間外を希望される方はご相談ください。
サービス提供地域	門池地区：大岡(北小林・南小林・柏葉尾・上石田の一部)、岡一色、北園町、共栄町、岡宮(一部を除く)、小林台、花園町、緑ヶ丘、宮前町	
損害賠償保険	センター職員に瑕疵があった場合は速やかに対応させていただきます。	
苦情相談 対応窓口 の名称・ 連絡先・ 対応時間	地域包括支援センター	苦情受付担当者：中世古 彰(主任介護支援専門員) 苦情解決責任者：河野 頼子(次長) 第三者委員：越川 年(法人監事) 沼津市岡宮 1330-41 電話:055-921-8509 森田 紀(法人評議員) 沼津市大岡 345-1 電話:055-962-3335
	委託居宅介護支援事業所	業務委託をしている場合、下記項目 4. の連絡先までお願いします。
	沼津市長寿福祉課	所在地:静岡県沼津市御幸町16-1 電話:055-934-4865 FAX:055-935-0335 受付時間:8:30~17:15
	静岡県国民健康保険団体 連合会(介護予防支援のみ)	所在地:静岡県静岡市葵区春日2-4-34 電話:054-253-5580 受付時間:9:00~17:00
虐待防止 の取組みと 発生時の 対応	利用者やその家族に対して、虐待に該当する行為を行うことの無いよう虐待防止法の理解をはじめとする研修等を行い発生の予防に努めます。また、虐待が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告します。	
事故発生 時の対応	担当職員は、利用者に対する介護予防ケアマネジメント又は指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告します。	
秘密保持	担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。なお、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意を書面により得ます。	
禁止行為	サービス利用にあたっての禁止行為について (1)介護支援及び事業者の職員に対して行う暴言・暴力、いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。 (2)パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。 (3)サービス利用中に介護支援専門員を含む利用者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットなどに掲載すること。	

サービス提供の方法および担当者	<p>(1) 事業者は、利用者自らが要介護状態になることを予防し、居宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、その上で利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた介護予防サービス・支援計画書を作成するとともに、これに基づいて医療を含め多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるようサービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。</p> <p>(2) 介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行います。</p> <p>(3) 事業者は、介護予防サービス・支援計画書の作成後においても、利用者やその家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、介護予防サービス・支援計画書の実施状況を把握し適切な記録を作成・保管するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて介護予防サービス・支援計画書の変更、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。</p> <p>(4) 利用者は、介護予防サービス・支援計画書に位置付ける介護予防サービス事業所等について、複数の事業所等の紹介を求めることができます。また、当該事業所等を介護予防サービス・支援計画書に位置付けた理由を求めることができます。</p> <p>(5) 事業者は、上記業務を事業者が指定した居宅介護支援事業者に委託する場合があります。その際は、事業者が業務を行うときと同様に本契約の主旨を尊重します。また、居宅介護支援事業者が作成する介護予防サービス・支援計画書について指導、助言、評価を行います。</p> <p>(6) 事業者の担当者、および委託している居宅介護支援事業者の担当者は事業者側の都合により変更する場合があります。その場合は、あらかじめ利用者と協議を行います。</p>
利用料	<p>【介護予防支援】 介護予防サービス計画作成に係わる費用(介護保険法施行規則第 140 条の 63 の2第1項第1号に規定される額)は、介護保険から全額給付されますので、自己負担はありません。但し、介護サービス計画を受けることについて、予め市に届け出ていない場合や、介護保険料の滞納等の理由で介護保険の給付が行われなかった場合、利用料として上記金額が自己負担となる場合があります。</p> <p>【原則的な介護予防ケアマネジメント(ケアマネジメントA)】 ケアマネジメント作成に係わる費用(介護保険法施行規則第 140 条の 63 の2第1項第1号に規定される額)は、地域支援事業から全額支払われますので、自己負担はありません。但し、ケアプランを受けることについて、予め市に届け出ていない場合は、利用料として上記金額が自己負担となる場合があります。</p>
その他の費用	<p>利用者又はその家族の要請により、サービス提供地域以外で介護予防支援を提供する場合、サービス提供地域を超えた区間からの交通費の実費を受領いたします。なお、自動車を使用した場合の交通費は、サービス提供地域を超えた地点から、1 キロメートルにつき 50 円とし、有料道路利用の場合は別途にその料金を頂きます。</p>
サービスの中止等	<p>利用者は解約日の 7 日前までに予告することにより、いつでもこの契約を解除することができます。</p>

4. 委託事業者に関する事項

事業所名	
運営主体の代表者	
介護保険の指定番号	
所在地	
電話番号・FAX 番号	
営業時間(対応時間)	

(事業者) 介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

かどいけ包括介護予防支援事業所 説明者(担当者) _____

契約書第16条により委託した居宅介護支援事業所 _____

説明者(担当者) _____

(利用者) 私は、本書面により、事業者から介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援についての重要事項の説明を受けました。 (署名または記名押印)

住 所 _____

氏 名 _____

代理人 (選任した場合) 署名代行者 (代筆した場合) 家族・立会人

住 所 _____

氏 名 _____

利用者との関係 _____